

(特別管理) 産業廃棄物処理業変更届出書 添付書類一覧

No	内 容	添 付 書 類
1	氏名又は名称	- 個人にあっては住民票の写し（本籍（外国人にあっては国籍等）の記載があるものに限る。以下同じ。）及び申立書 - 法人にあっては定款又は寄附行為及び登記事項証明書（旧：商業登記簿。以下同じ。）
2	住所（本店所在地）	- 付近の見取図 - 個人にあっては住民票の写し、法人にあっては登記事項証明書
3	住所表示 (市長村合併等によるものに限る。)	個人にあっては住民票の写し、法人にあっては登記事項証明書又は住所表示の変更が証明できる書類(市区町村長が交付する通知書等の写し)
4	- 法第 14 条第 5 項第 2 号ハに規定する法定代理人 - 法第 14 条第 5 項第 2 号ニに規定する役員 - 発行済み株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者 - 令第 6 条の 10 に規定する使用人	- 変更に係る者が法定代理人、役員、株主等又は使用人（以下、「役員等」という。）である場合には、その者の住民票の写し - 変更に係る者が役員である場合には、加えて法人の登記事項証明書 - 変更に係る者が法人の株主等である場合には、当該法人の登記事項証明書 - 変更に係る者が法人の法定代理人である場合には、当該法人の登記事項証明書並びに役員の住民票の写し - 申立書 (注)役員等の個人の本籍、住所又は氏名(代表者を除く。)の変更については提出を要しない。
5	事務所及び事業場の所在地	変更後の事務所及び事業場の付近の見取図
6	事業の用に供する施設（運搬容器その他これに類するものを除く。）並びにその設置場所及び構造又は規模 【積替え又は保管に関する（処分業の場合は保管に関する）次に掲げる事項を含む ・所在地 ・面積 ・積替え又は保管を行う（処分業の場合は保管する）産業廃棄物の種類 ・積替えのための（処分のための）保管上限 ・厚生省令第 1 条の高さのうち最高のもの】	収 集 運 搬 業 当該変更に係る (1) 車両に関する書類 ・運搬車両一覧（様式第一号の 2 の 3 の (1) に準じた書類） ・追加する車両又は登録番号を変更する車両の写真又は構造図 ・追加する車両又は登録番号を変更する車両の車検証の写し（電子車検証の場合は、自動車検査記録事項。他人の車両を借用する場合は、賃貸借契約書の写し等使用権原を有することを証明する書類を含む。） (2) 積替え保管に関する書類 ・保管施設の平面図、立面図、構造図、保管計画書及び付近の見取図 ・当該土地（建物）の登記事項証明書（届出者が所有権を有しない場合には、土地（建物）の賃貸借契約書の写しを併せて添付すること。） ・公図（保管場所の位置を記載してください。）の写し ・他法令チェック票 ・他法令により規制を受ける場合には、関係法令の許可書等の写し
		処 分 業 当該変更に係る (1) 施設に関する書類 ・当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計(能力)計算書 ・当該施設の付近の見取図 ・法 15 条の許可を受けた施設にあっては、許可証の写し ・当該施設が中間処理施設である場合、売買契約書の写し及び領収書等の当該施設の所有権を有することを証する書類（所有権を有しない場合には、当該施設の賃貸借契約書の写し等） ・中間処分を行う場合にあっては、保管施設の平面図、立面図、構造図、処分前後の保管計画書及び付近の見取図 ・当該施設が最終処分場である場合、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面 (2) 当該土地に関する書類 ・当該土地の登記事項証明書（届出者が所有権を有しない場合には、土地の賃貸借契約書の写しを併せて添付すること。） ・他法令チェック票 ・他法令により規制を受ける場合には、関係法令の許可書等の写し
7	感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物の処分を行う特別管理産業廃棄物処分業者の使用人のうち、処分する特別管理産業廃棄物の性状の分析を行うもの	当該変更に係る者が、処分する特別管理産業廃棄物の性状の分析について十分な知識及び技能を有する者であることを証する書類

(注) 提出部数は 2 部です。添付書類は 1 部正本を、あと 1 部はコピーを御用意ください。